

広島県告示第百九十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十一年三月十八日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称												所在 地	土砂災害警戒区域		
の種類の自然現象による土砂災害の発生原因															
(一) 寺屋敷北川(六一九六)	○〇二) 野崎川(五)	六) 絵山川(三)	三五) 寺屋敷川(三三)	山水苑川(五)	寺屋敷七五(五ー五)	寺屋敷七五(五ー四)	寺屋敷七五(五ー三)	寺屋敷七五(五ー二)	寺屋敷七五(五ー一)	寺屋敷七五(五ー〇)	寺屋敷七五(五ー九)	寺屋敷七五(五ー八)	寺屋敷七五(五ー七)	区域の名称	
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	崩壊急傾斜地の	の種類の自然現象による土砂災害の発生原因									
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	表区域示の	土砂災害警戒区域	
(一) 寺屋敷北川(六一九六)	○〇二) 野崎川(五)	六) 絵山川(三)	三五) 寺屋敷川(三三)	山水苑川(五)	寺屋敷七五(五ー五)	寺屋敷七五(五ー四)	寺屋敷七五(五ー三)	寺屋敷七五(五ー二)	寺屋敷七五(五ー一)	寺屋敷七五(五ー〇)	寺屋敷七五(五ー九)	寺屋敷七五(五ー八)	寺屋敷七五(五ー七)	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	崩壊急傾斜地の	の種類の自然現象による土砂災害の発生原因	号三律の土戒定第区 年施推砂区す九域 で政行進災域る条の 定令に害等土第表 め第へ関防に砂二示 る八平す止お災項及 事十成る対け害にび 項四十法策る警規法								
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	号三律の土戒定第区 年施推砂区す九域 で政行進災域る条の 定令に害等土第表 め第へ関防に砂二示 る八平す止お災項及 事十成る対け害にび 項四十法策る警規法	広島県広島市安芸区矢野町寺屋敷及び同区矢野町地内	

寺屋敷南川 (六一九七)	五月台北川 (六五七五)	土石流	次の図のとおり
絵山下川 (一) 五〇〇一一	土石流	土石流	次の図のとおり
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
絵山下川 (一) 五〇〇一一	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。